

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

1. 例外給付とは

軽度者（要支援1、2及び要介護1と認定された方）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て一部の福祉用具は使用が想定しにくいことから、原則、算定することができません。

しかし、様々な疾患等によって厚生労働省が示す状態像に該当する方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。（以下「例外給付」という。）

そのため、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付は、例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

2. 要介護区分に応じた給付対象となる福祉用具貸与種目

○…対象種目 ×…対象外種目（例外給付の対象種目）	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○
車いす（電動車いす含む）、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト	×	×	×	○	○	○	○
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	×	×	×	×	×	○	○

3. 例外給付の対象要件

要介護区分で給付対象とならない貸与種目であっても、次のいずれかに該当することを確認できた場合に限り、例外的に給付（算定）が可能となります。

（1）【表1】の状態像に該当し、直近の認定調査における「基本調査の結果」に該当する場合



市への手続きは不要です。

（2）【表1】のア(2)及びオ(3)に該当し、主治の医師から得た情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断した場合



市への手続きは不要です。

（3）（1）（2）に該当せず、【表2】の状態像のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合



市への手続きが必要です。（原則、事前申請）

【表1】要介護認定における基本調査結果に基づく判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車椅子及び 車椅子付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	■基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →欄外(※)参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	■基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	■基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	■基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知器	次のいずれにも該当する者	■基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 ■又は基本調査3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 ■又は基本調査3-8~4-15のいずれか 「1. ない」以外 ■その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	
	(二) 移動において全介助を必要としない者	■基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	■基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	■基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →欄外(※)参照
カ 自動排泄処理 装置(交換可能 部品を除く)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	■基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	■基本調査2-1 「4. 全介助」

※「ア(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、「主治の医師から得た情報」及び「軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、指定居宅介護支援事業者が判断し、導入することが可能です。(市への手続は不要です)

なお、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行ってください。

【表2】 疾病その他の原因による判断

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表1】の「状態像」に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表1】の「状態像」に該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表1】の「状態像」に該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

4. 提出書類

- 軽度者の介護保険の福祉用具貸与の確認依頼書
- 医師の医学的所見が確認できる書類
- 居宅サービス計画書（第1表、第2表、第4表）
- その他必要と認める書類

5. 貸与検討にあたっての注意事項

- 自立支援の観点から、貸与することで逆に自立阻害につながる場合などは貸与できません。
- 福祉用具が必要な理由を明確にケアプラン等に記載すること。
- 電動車いすについては、使用目的や頻度、自己管理能力、下肢筋力向上のための取組み等をケアプラン等に記載すること。

6. 提出時期

原則、貸与開始前に提出すること。

7. 確認依頼が必要な場合

- 承認期間が終了したとき
- 介護度が変更となったとき
- 貸与種目が変更となったとき

8. その他

あくまで例外給付であるため、内容によっては給付適正化の観点から貸与開始が不適切であると指導する場合がありますのでご注意ください。